

障害者である職員の任免状況の公表について

令和6年7月3日
山梨県警察

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和6年6月1日現在の障害者である職員の任免状況について、以下のとおり公表します。

	実人数	雇用率換算
法定雇用障害者数の算定の基礎となる総職員数	486.0人	
障害者として算入した職員数	14人	16人
雇用率（法定雇用率2.8%）		3.29%

（注）

- 「雇用率」は、今後、厚生労働省による確認が行われるため、速報値である。
- 「雇用率換算」について、短時間勤務職員以外の重度の障害者は、法律上、1人を2人として計上している。
- 障害の種類・程度の区分ごとの人数については、障害種別等による個人の特定を避けるため、非公表とする。